

議第92号

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例について

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

城下町景観重点区域における町並み景観の保全を図ることを目的として改正しようとする。

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例

高山市駐車施設附置条例（昭和56年高山市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																																																							
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第3条 駐車場整備地区（以下「整備地区」という。）において、次の表の（ア）欄に掲げる面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、<u>（ウ）欄</u>に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ<u>（エ）欄</u>に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（<u>（オ）欄</u>に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に<u>（オ）欄</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（ア）欄・（イ）欄（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>（ウ）</u></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">特定用途に供する部分</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">非特定用途に供する部分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（エ）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>150平方メートル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>450平方メートル</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（オ）欄（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 （ア）欄に規定する部分及び<u>（ウ）欄</u>に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 <u>（オ）欄</u>に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。</td> </tr> </table> <p>(駐車施設の附置の特例)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、<u>当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。</u></p>	（ア）欄・（イ）欄（略）			<u>（ウ）</u>	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	<u>（エ）</u>	<u>150平方メートル</u>	<u>450平方メートル</u>	（オ）欄（略）			備考			1 （ア）欄に規定する部分及び <u>（ウ）欄</u> に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。			2 <u>（オ）欄</u> に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。			<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第3条 駐車場整備地区（以下「整備地区」という。）において、次の表の（ア）欄に掲げる面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、<u>（ウ）欄</u>に掲げる区域等に応じた<u>（エ）欄</u>に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ<u>（オ）欄</u>に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（<u>（カ）欄</u>に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に<u>（カ）欄</u>に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（ア）欄・（イ）欄（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>（ウ）</u></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">高山市景観計画に定める城下町景観重点区域</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">左記以外の整備地区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（エ）</u></td> <td style="text-align: center;">特定用途に供する部分</td> <td style="text-align: center;">非特定用途に供する部分</td> <td style="text-align: center;">特定用途に供する部分</td> <td style="text-align: center;">非特定用途に供する部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>左記以外の用途に供する部分</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（オ）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>150平方メートル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200平方メートル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>450平方メートル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>150平方メートル</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>トル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>トル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>トル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>トル</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（カ）欄（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1 （ア）欄に規定する部分及び<u>（エ）欄</u>に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 <u>（カ）欄</u>に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。</td> </tr> </table> <p>(駐車施設の附置の特例)</p> <p>第7条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条に規定する伝統的建造物群保存地区及び高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号）第3条に規定する市街地景観保存区域を除く。）に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置した</u></p>	（ア）欄・（イ）欄（略）					<u>（ウ）</u>	高山市景観計画に定める城下町景観重点区域	左記以外の整備地区			<u>（エ）</u>	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分		<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>	<u>左記以外の用途に供する部分</u>			<u>（オ）</u>	<u>150平方メートル</u>	<u>200平方メートル</u>	<u>450平方メートル</u>	<u>150平方メートル</u>		<u>トル</u>	<u>トル</u>	<u>トル</u>	<u>トル</u>	（カ）欄（略）					備考					1 （ア）欄に規定する部分及び <u>（エ）欄</u> に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					2 <u>（カ）欄</u> に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。				
（ア）欄・（イ）欄（略）																																																																								
<u>（ウ）</u>	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分																																																																						
<u>（エ）</u>	<u>150平方メートル</u>	<u>450平方メートル</u>																																																																						
（オ）欄（略）																																																																								
備考																																																																								
1 （ア）欄に規定する部分及び <u>（ウ）欄</u> に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。																																																																								
2 <u>（オ）欄</u> に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。																																																																								
（ア）欄・（イ）欄（略）																																																																								
<u>（ウ）</u>	高山市景観計画に定める城下町景観重点区域	左記以外の整備地区																																																																						
<u>（エ）</u>	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分																																																																				
	<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>	<u>左記以外の用途に供する部分</u>																																																																						
<u>（オ）</u>	<u>150平方メートル</u>	<u>200平方メートル</u>	<u>450平方メートル</u>	<u>150平方メートル</u>																																																																				
	<u>トル</u>	<u>トル</u>	<u>トル</u>	<u>トル</u>																																																																				
（カ）欄（略）																																																																								
備考																																																																								
1 （ア）欄に規定する部分及び <u>（エ）欄</u> に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。																																																																								
2 <u>（カ）欄</u> に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。																																																																								

ものとみなす。

(1) 建築物が高山市景観計画に定める城下町景観重点区域外にある場合 当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所

(2) 建築物が高山市景観計画に定める城下町景観重点区域内にある場合 当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。